

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
- (3) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 受注を希望する業務に、入札日現在において申請者と3ヶ月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。

2 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 業務が重複し、管理技術者による業務の遂行が困難であると認められること。
- (4) 建設関連業務について業務成績が著しく不良であること。
- (5) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、建設関連業務の受託者（以下「受託者」という。）として不適当であると認められること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加申請と事前確認

ア 本業務は、入札参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象業務であるが、入札公告に示す期限までに条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号。以下「入札参加申請書」という。）を提出して、登録資格及び営業所所在地等の充足状況など基本的な入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

イ アの確認の結果、入札参加資格要件を満たさない旨の通知書を受領した者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日総務第497号）の規定に準じ、苦情申立てをすることができる。

(2) 設計図書等の閲覧等

ア 本業務に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

イ 岩手県ホームページへの掲載期間、閲覧できる場所・期間は、入札公告に示すとおりとする。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。
- ② 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間までに書面又はホームページ等で行うこととし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所

入札書の入札方式は、電子入札又は紙入札のいずれか指定された方式により提出するものとし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格要件の審査

開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

4 入札保証金

入札公告に示すとおりとする。

5 入札方法等

(1) 入札書の提出等

ア 入札書の提出期限及び提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ 質問回答において、積算に関わる事項を知らせることがあるので、質問回答を閲覧の上、入札書の提出を行うこと。

ウ 入札書の提出は、指定された方法としなければならない。

エ 一度提出した入札書の書替え、引換え又は撤回は認めない。

オ 入札執行回数は、3回を限度とする。

カ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取りやめることがある。

(3) 開札

ア 開札は、入札公告に示す開札日時に行うものとする。

イ 電子入札にあっては、発注機関の電子入札システムにより、対象委託業務の電子ファイルを開くことにより行う。ただし、対象委託業務に紙入札がある場合には、当該入札書を入札公告に示す日時、場所において開札を行い、その内容を電子入札システムにより入力した後に、対象委託業務の電子ファイルを開くものとする。

ウ 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。

エ 開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）から3番目の価格までの入札者を公表（電子入札システムの制限がある場合は、入札者の公表を落札候補者のみとすることができる。）の上、落札候補者から順に資格審査を行った上で、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。ただし、落札候補者の決定において同額の入札を行った者がいる場合は、くじにより落札候補者を決定し、くじの対象となった入札者を公表する。（電子入札システムの機能に制限がある場合またはくじの対象となった入札者が4者以上の場合は、入札者の公表を落札候補者のみとすることができる。）

6 落札候補者の決定方法

(1) 最低制限価格制度の最低制限価格から予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、または、落札候補者となるべき額から2番目及び3番目の額に同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札執行者の指示により、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次の書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受

けた者を除いて、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

ア 入札参加資格確認調書（様式第9号）

イ 管理技術者の資格、雇用関係及び業務経験等を確認できる書類

ウ 入札参加資格で求める業務実績を確認できる書類

エ その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

入札公告に示す入札担当課等へ持参により提出すること。

(3) 提出期限

入札参加資格確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日目の日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時までとする。

(4) 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

入札参加資格の確認に際し、入札執行者が入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。ただし、管理技術者等、照査技術者及び担当技術者については、一度提出した後の変更は認めないものとする。

(5) 入札参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日以内（休日及び入札参加資格確認書類の補正に要した時間を除く。）に通知する。また、入札執行手続きの確認を行った場合等はこの限りでない。

(6) (5)の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認めた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日総務第497号）の規定に準じて、苦情を申し立てることができる。

(7) 落札候補者が(1)に定める入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格の確認のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

8 入札結果等の公表

(1) 対象委託業務の入札結果は、落札決定の日の翌日（休日を除く。）までに県ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(2) 契約締結後における対象業務の入札結果は、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱（平成20年3月10日制定）により、行政情報センター又は行政情報サブセンターのホームページに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。

(3) 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

9 入札の無効等

(1) 県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成22年6月29日建技第270号）に定める入札の無効事由に該当する入札は、無効とする。

(2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、県の指示に従わなければならない。

10 契約保証金

(1) 落札者は、以下のア～オまでのいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。ただし、落札者は、以下のウの規定による保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が定め、発注者が認めた措置

を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証書を提出したものとみなす。

ア 契約保証金納付に係る領収書

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

ウ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

オ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

(2) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(3) (1)の規定にかかわらず、会計規則第112条第4号から第6号、第10号又は第11号に該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

11 管理技術者の配置

管理技術者、照査技術者（設計図書に定める場合）及び担当技術者（設計図書に定める場合）は、入札日において、入札公告に示す要件を満たす者でなければならない。

12 その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。

(2) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかった場合及び当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本委託業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(6) 条件付一般競争入札説明書、条件付一般競争入札心得については、県ホームページにおいて閲覧することができる。

県ホームページ

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>)